

# 退職するときの手続きフローチャート

退職する日の翌日

①再任用職員（フルタイム）として採用

裁判所共済組合員の資格が継続するため、「退職届」の提出は必要ありません。

②他の国家公務員の長期組合員として採用

「退職届」の提出は必要ありませんが、その旨を御連絡ください。

③地方公務員の長期組合員として採用

「退職届」の提出は必要ありませんが、「組合員転出届書」の提出が必要です。

①～③のいずれにも該当しない

- 老齢厚生年金の支給開始年齢に到達（下表）または
- 繰上げ支給の老齢厚生（退職共済）年金受給者ですか

生年月日	支給開始年齢	到達年度
～昭28.4.1	60歳	～令2年度
昭28.4.2～30.4.1	61歳	～令2年度
昭30.4.2～32.4.1	62歳	～令2年度
昭32.4.2～34.4.1	63歳	令2～3年度
昭34.4.2～36.4.1	64歳	令5～6年度
昭36.4.2～	65歳	令8年度～

- ① 全員提出が必要な書類  
「退職届（老齢厚生・退職共済年金受給権者用）」
- ② 65歳以上の方（退職日から3か月以内に65歳になる方を含む）で本来支給の年金請求を行っていない方  
「老齢厚生年金決定請求書（老齢厚生・退職共済年金受給権者用）」の提出が必要です。
- ※1 年金加入歴が国家公務員共済組合のみの方は「年金請求書（国民年金老齢基礎年金）」も提出してください。なお、老齢基礎年金の請求用紙は65歳になる2か月前に連合会からご自宅に送付されます。
- ※2 繰下げ待機を希望する方は提出不要です。

はい

「退職届」の提出が必要です。  
※ 本部所属以外の組合員の方で、退職後に国民年金に加入する方は「資格喪失証明申請書」もあわせて提出してください。（書式は共済組合へお問い合わせください。）

いいえ

御不明点は共済組合へお尋ねください